

学童クラブ指導員（会計年度任用職員）

採用試験実施要項

令和7年5月
府中市

概要

この採用試験は、府中市学童クラブ指導員（月額制会計年度任用職員）の採用候補者を決定するために実施するものです。

募集人数	7名
採用予定日	令和7年7月1日以降 (試験合格日に応じて、別途決定します。)
試験申込期間	令和7年5月23日(金)～令和8年1月30日(金)
試験申込場所	府中市役所「おもや」3階 子ども家庭部児童青少年課

「学童クラブ事業とは……」

保護者が就労、就学などの理由により、小学校の放課後に家庭で適切な監護が受けられない児童を対象として、余暇指導を中心に、子ども達の危険防止ならびに心身共に健全な発達を図りながら集団で育成する事業です。

「指導員の仕事は……」

子ども達ひとりひとりの欲求や性格を把握したうえで、集団遊びや行事などを通して、心身ともに健全な育成をしていくことです。毎日の仕事は、子ども達が学童クラブに登館する前にその日の準備（行事等の打ち合わせ、おやつを用意など）や日誌などの事務処理をします。また、子ども達が登館したら、他の指導員と一緒に作成するカリキュラムに沿って遊びや行事を指導し、午後5時頃には、各方面別に集団で帰宅できるようにお手伝いします。

1 募集職種と受験資格

職 名	募集人数	必要な資格・免許
学童クラブ指導員	7名	学校教諭免許、幼稚園教諭免許、保育士資格、社会福祉士資格のいずれかを有する人、または都道府県知事等が行う放課後児童支援員認定資格研修修了者

※ 地方公務員法の規定により、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 府中市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2 試験申込手続

(1) 試験申込書及び実施要項の配布

配 布 期 間	配 布 時 間	配 布 場 所
令和7年5月23日（金） ～ 令和8年1月30日（金）	午前8時30分 ～ 午後5時00分	府中市役所「おもや」3階 東エレベーター前 子ども家庭部児童青少年課 ※土・日曜日、祝日は休み

※ 市ホームページからダウンロードも可能です。

(2) 試験申込受付

申 込 期 間	受付場所又は郵送先
令和7年5月23日（金） ～ 令和8年1月30日（金）	・ 受付場所 府中市役所「おもや」3階 子ども家庭部児童青少年課 受付時間 午前8時30分～午後5時 ※土・日曜日、祝日を除く ・ 郵送先 〒183-8703 府中市宮西町2-24 府中市子ども家庭部児童青少年課宛て ※封筒の宛名面に「試験申込書在中」と記載してください。

※ 採用者が決定し、申込みを締め切った場合は、ホームページでお知らせします。

(3) 試験申込みに必要な書類

- ア 試験申込書（必要事項を記入し、最近6か月以内に撮影した上半身・脱帽の同じカラー写真を用意し、貼ってください。）
- イ 学校教諭免許状、幼稚園教諭免許状、保育士資格証、社会福祉士資格証または放課後児童支援員認定資格研修修了証の写し
- ウ 小論文「児童一人ひとりの個性を尊重した育成とは」（800字以内）
（様式は問いません）

(4) その他

- ア 申込に関する提出書類に不備がある場合、申込を受け付けないことがあります。このために生じた申込の遅延については一切責任を負いませんので、受験手続きには十分注意してください。
- イ 申込みに関する提出書類は、お返しできません。

3 試験日程等

(1) 試験科目

ア 一次試験（論述試験）

試験申込時に提出された小論文を対象とします。試験結果は合否に関わらず郵送による文書にて通知します。

イ 二次試験（面接試験）

一次試験（論述試験）の合格者を対象に、個別面接を実施します。試験日時、会場については一次試験（論述試験）の合否通知の際にお知らせいたします。

(2) 試験結果

論述試験および面接試験、それぞれの成績に基づき総合的に合格者を決定し、その合否にかかわらず郵送による文書にて通知します。

(最終である二次試験終了後、通知は1週間後程度を予定しています。)

(3) 採用予定日

令和7年7月1日以降を予定しています。

(4) その他

「試験申込書」の記入内容に虚偽があった場合や、所定の受験資格を満たしていないことが判明した場合には、採用されないことがあります。

また、面接の際に、過去の賞罰について確認することがあります。

4 勤務条件等

(1) 身分

府中市会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号による任用）

(2) 職名

学童クラブ指導員

(3) 勤務場所

市内学童クラブ

(第一・第二・第三・第五・第八・第十・本宿・住吉学童クラブのいずれか1か所)

(4) 業務内容

学童クラブ指導に関する業務

(5) 任用期間

採用日から令和8年3月31日まで

※ 令和8年4月以降も職が継続して設置される場合、再度の任用に申し込むことができます。

(6) 勤務日数・勤務時間

ア 1週当たりの勤務日数は、月曜日から土曜日までの間で所属長の定める5日です。

イ 勤務時間は、次の時間内において小学校の授業がある日及びない日は1日当たり6時間15分、学校休業日は1日当たり7時間45分のシフト制勤務です。

(ア) 小学校の授業のある日（平日・土曜日）

午前11時～午後6時15分、もしくは正午～午後7時15分

(イ) 小学校の授業のない日（平日・土曜日）

午前8時～午後3時15分、もしくは正午～午後7時15分

(ウ) 学校休業期間

午前8時～午後4時45分、午前8時半～午後5時15分、
午前10時半～午後7時15分のいずれか

(7) 休日・休暇等

ア 週休日は、毎週日曜日と所属長の定める1日のほか、月ごとに1日とし、国民の祝日及び年末年始は休日とします。

イ 休暇は、年次有給休暇のほか、病気休暇、慶弔休暇などの特別休暇があります。

(8) 報酬

報酬月額 198,200円

※ 令和7年5月時点での報酬月額となるため、改定等があった場合は、その定めるところによります。

※ 別途、通勤手当相当分、期末勤勉手当等が支給されます。

(9) 服務義務

地方公務員法上の服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）が適用となるほか、地方公務員法に規定する事由に該当した場合、分限、懲戒処分の対象となります。

(10) 社会保険等

東京都市町村職員共済組合（短期給付・福祉事業）、厚生年金保険及び雇用保険に加入するほか、労働災害補償等の対象となります。

(11) 福利厚生

府中市職員互助会に加入できます。

◎ 問合せ先

府中市子ども家庭部児童青少年課

〒183-8703 東京都府中市宮西町2-24

電話 042-335-4300（直通）

メールアドレス jidou01@city.fuchu.tokyo.jp

ホームページアドレス <https://www.city.fuchu.tokyo.jp/>